

○武蔵野大学研究活動規範

(平成19年10月 1日)

改正 平成26年12月 1日 平成30年 3月 1日
令和 8年 9月10日

1 研究活動

研究インテグリティとは研究の健全性、公平性のことを言い、武蔵野大学（以下「本学」という。）及び本学に所属して研究を行っている者（以下「研究者」という。）は、誠実性、客観性、公正性、説明責任、遵法性及び国際的に信頼性のある研究環境の構築に努めるとともに、研究者は研究インテグリティを基盤とする研究を行うものとする。

2 研究者の行動

研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に研究インテグリティを遵守し、誠実に判断し行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示すため最善の努力を行うとともに、自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

3 研究者の責任

研究者は、研究インテグリティへの理解を深め、その確保に努める責任を有する。また、自らが生み出す専門知識、技術の質を向上させる責任をもち、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康、社会の安全・安心及び環境の改善に貢献する責任を有する。また、複数の研究者等による共同研究においては個々の研究者間の役割分担・責任について互いに明確にし、若手研究者及び学生等に対しては自律・自己規律等を教育する責任を有する。さらに、研究者は研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

4 自己研鑽

研究者は、自らの専門知識、技術の維持向上に努めるとともに、科学と社会及び自然環境の関係を広い視野から理解するように研鑽に努める。

5 説明と公開

研究者は、自ら携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こり得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するように努める。

6 研究活動

研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告等の過程において、本規範に基づいて誠実に行動し、研究・調査データの一定期間の記録保存や必要な場合に開示するなど厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん及び盗用等や学内外から得た研究費の不正受給及び不正使用等の不正行為を行わず、また加担することなく、本学の社会的信頼性を損ねることのないように活動する。

7 法令の遵守

研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則及び本学の定める関連規程を遵守する。

8 研究対象への配慮

研究者は、研究の協力者の人格、人権を尊重する。動物等に対しては、真摯な態度でこれを扱う。

9 差別の排除

研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教等によって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

10 利益相反

研究者は、自らの研究、審査、評価、判断等において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

11 研究環境の整備

研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、自らの所属組織の研究環境の質的向上及び適切な情報開示に関する取り組みを通じた国際的に信頼性のある研究環境の構築に積極的に取り組む。

この規範の改廃は、学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則（第 2 項改正）

この規範は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（改正前第 1 項、第 2 項第 6 項、第 10 項改正、第 1 項追加、以降繰下げ）

この規範は、令和 8 年 9 月 10 日から施行する。